

## 【2011年度 雇用保険法】

【ココだけは絶対に外せない！！】

※ 会社員などお仕事をされていて勉強時間が限られる方はこちらから優先して勉強すると良いでしょう。過去問によく出題されている箇所優先で選びました。**優先すべき箇所は太文字表示しております。**

第1回講義	総則・適用事業	P 336～P 344
第2回講義	<b>被保険者の区分・適用除外</b>	P 344～P 347
第3回講義	<b>被保険者か否かの判断・届出</b>	P 347～P 349
第4回講義	<b>基本手当の受給資格・被保険者期間</b>	P 351～P 344
第5回講義	<b>特定受給資格者・特定理由離職者・失業の認定</b>	P 353～P 358
第6回講義	<b>待期期間・賃金日額</b>	P 358～P 360
第7回講義	<b>基本手当の日額・基本手当の減額・所定給付日数</b>	P 360～P 361
第8回講義	<b>算定基礎期間・受給期間・受給期間の延長</b>	P 362～P 363
第9回講義	<b>訓練延長給付・広域延長給付・全国延長給付・個別延長給付</b>	P 363～P 365
第10回講義	<b>基本手当の給付制限・技能習得手当・寄宿手当</b>	P 366～P 371
第11回講義	<b>傷病手当・高年齢求職者給付金</b>	P 371～P 375
第12回講義	<b>特例一時金</b>	P 375～P 376
第13回講義	日雇労働被保険者・日雇労働求職者給付金（普通給付）	P 345・P 377～P 378
第14回講義	日雇労働求職者給付金（特例給付）・ <b>再就職手当</b>	P 378～P 385
第15回講義	<b>就業手当・常用就職支度手当・就業促進手当の比較</b>	P 382～P 386
第16回講義	移転費・広域求職活動費・ <b>教育訓練給付金</b>	P 387～P 392
第17回講義	<b>高年齢雇用継続基本給付金</b>	P 394～P 397
第18回講義	<b>高年齢再就職給付金・育児休業給付金①</b>	P 397～P 400
第19回講義	<b>育児休業給付金②・介護休業給付金・不服申立てなど</b>	P 400～P 415

## 雇用保険法 第2回 講義資料

### P346 3. 適用除外

適用除外者	例外
① 65歳に達した日以後に雇用される者	高年齢継続被保険者・短期雇用特例被保険者 日雇労働被保険者となる者
② <u>1週間の所定労働時間が20時間未満である者</u>	日雇労働被保険者に該当する者
③ <u>同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者</li> <li>・日雇労働者であって日雇労働被保険者となる要件のいずれかに該当する者</li> </ul>
④ <u>季節的に雇用される者であって、4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が20時間以上であって、厚生労働大臣が定める時間数(30時間)未満である者</u>	
⑤ <u>学校教育法に規定する学校、専修学校又は各種学校の学生又は生徒であって、厚生労働省令で定める者</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの</u></li> <li>・ <u>休学中の者</u></li> <li>・ <u>定時制の課程に在学する者</u></li> <li>・ <u>前三号に準ずる者として職業安定局長が定めるもの</u></li> </ul>
⑥ <u>船員法に規定する船員であって、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者</u> 【政令で定める漁船】 1. 漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令第1項第2号に掲げる以西底引き網漁業、同項第3号に掲げる遠洋底引き網漁業又は同項第6号に掲げる小型捕鯨業に従事する漁船 2. 専ら、漁猟場から漁獲物又はその化製品を運搬する業務に従事する漁船 3. 漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締業務に従事する漁船	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合</u></li> </ul>
⑦ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められるものであって厚生労働省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤の国家公務員であって、国家公務員退職手当法上職員とみなされない者又は地方公共団体の条例若しくは規則の適用を受けない者</li> </ul>

## 雇用保険法 第3回 講義資料

### P349 1. 届出

(原則では10日以内に届出)

(1) 事業主が行う届出 (※ 10日以内となっていないもの)

- ・ 資格取得届 …… 事業主はその雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業にかかる被保険者となった。  
→ 当該事実のあった日の属する月の翌月10日までに。  
(その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に)
- ・ 被保険者の氏名変更の届出 …… 雇用する被保険者が氏名を変更した。  
→ **速やかに**「氏名変更届」を届出。  
(その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に)
- ・ 代理人の選任(解任)の届出 → 代理人を選任(解任)したときに届出。  
当該代理人が使用すべき認印の印影も届出。  
(当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に)

※ 提出した代理人に関する届出に記載された内容に**変更が生じた**とき又は代理人が使用すべき認印を**変更しよう**とするとき

→ **速やかに**その旨を届け出なければならない。

(当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に)

《その他の注意点》

被保険者の転勤届 …… その事実のあった日の翌日から起算して10日以内  
(届出先は**転勤後**の事業所を管轄する公共職業安定所の長)

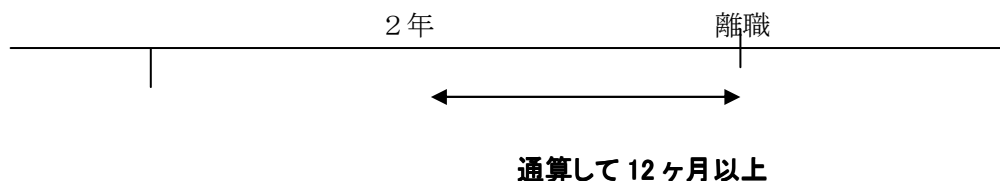
(2) 被保険者が行う届出等

- ・ 被保険者の氏名変更の申出  
→ 被保険者は、その氏名を変更したときは**速やかに**、事業主にその旨を申し出なければならない。
- ・ 被保険者が被保険者証を滅失し、又は紛失した場合  
→ 被保険者は「雇用保険被保険者証再交付申請書」を**その者の選択する**公共職業安定所長に提出し、雇用保険被保険者証の再交付を受けなければならない。

## 雇用保険法 第4回 講義資料

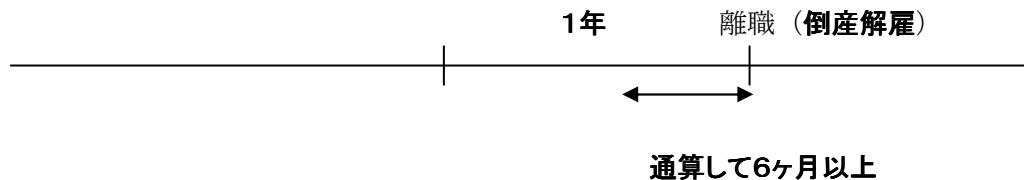
### P351 1. 受給資格

(原則) 受給資格者 …… 正当な理由のない自己都合で離職をした場合など



雇用保険法 講義資料

- ※ 特定受給資格者 … 倒産・解雇等（自己の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）
- ※ 特定理由離職者 … 正当な理由による自己都合で離職した者や有期労働契約が更新されなかったことによる離職した者については、解雇・倒産等の場合と同様に、**6箇月の被保険者期間**で受給資格を得られるようにする。

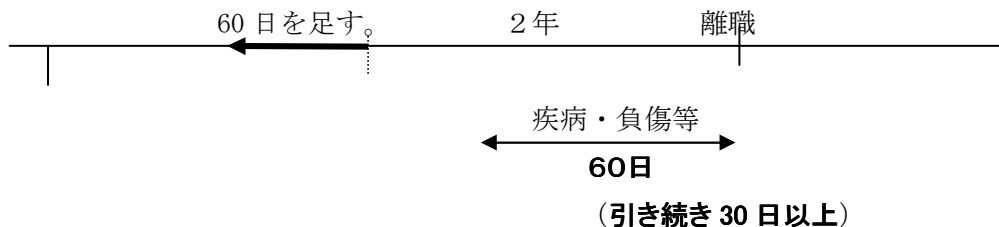


（受給要件の緩和）

- ※ 疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により、（離職の日以前2年以内に）**引き続き30日以上**賃金の支払を受けることができなかった期間がある場合。

（離職理由：倒産・解雇ではない場合）

（最高2年まで加算）



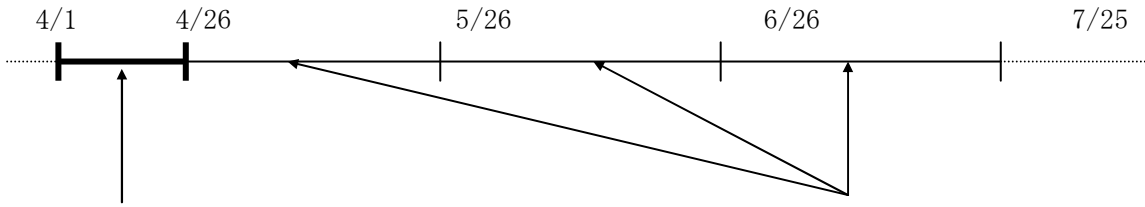
- ※ 2年以内に**引き続き30日以上**疾病・負傷等があり、賃金の支払いを受けることができなかった期間がある場合、被保険者期間が12ヶ月以上とならないことがある。その緩和措置として、2年間にその日数を加えた（**最高2年まで**）期間内に12ヶ月以上の被保険者期間があれば足りるとしている。

《具体例》

1. 疾病又は負傷（業務上、業務外を問わない。）
2. 事業所の休業（事業主の責めに帰すべき理由以外の理由による休業）
3. 出産（妊娠4箇月以上の本人の出産）
4. 事業主の命による外国における勤務
5. 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項第2号に該当する交流採用
6. 1から5までに準ずる理由であって、その者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの（親族の介護、3歳未満の子の育児等）

### P352 3. 被保険者期間

(例) 4月1日に入社し、7月25日に退職



#### 1月未満の期間

この間の日数が15日以上  
かつ

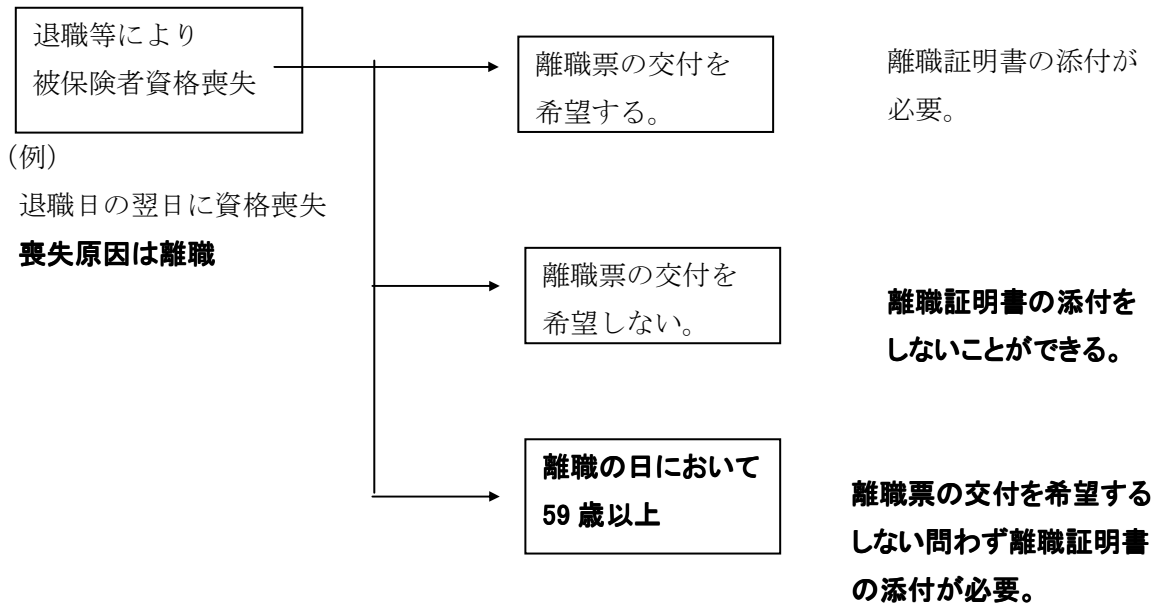
賃金支払基礎日数が11日以上  
(2分の1ヵ月とする。)

#### 通常の期間

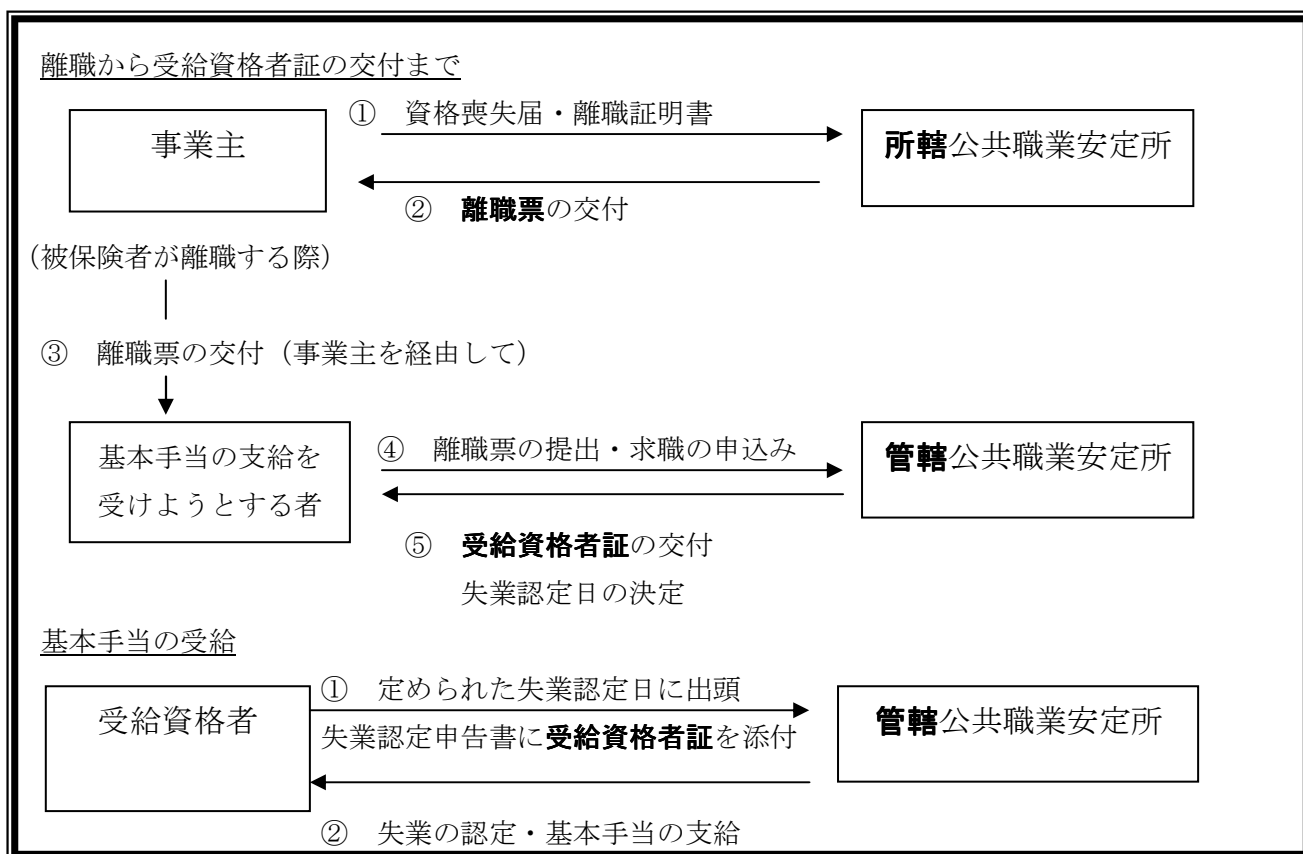
賃金支払基礎日数が11日以上  
(1ヵ月とする。)

## 雇用保険法 第5回 講義資料

### P356 1. 受給手続きの流れ (資格喪失届)



## P 357 2. 失業の認定



**所轄**公共職業安定所 … 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

**管轄**公共職業安定所 … 受給資格者（被保険者であった者）の住所又は居所を管轄する公共職業安定所

## 雇用保険法 第6回 講義資料

### P358 1. 賃金日額

【原則】算定対象期間において**被保険者期間として計算された最後の6ヶ月間**に支払われた賃金の総額を**180**で除して得た額。

※ **被保険者期間として計算された最後の6箇月間** … 賃金支払基礎日数が11日以上のある月

	1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月	
賃金支払基礎日数	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	離職日
月給制	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円

※ 賃金日額を計算する際の賃金総額には、**臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれていない。**

$$\begin{array}{r}
 \text{賃金日額} = \frac{\text{賃金総額(6ヶ月間)}}{180} \longrightarrow \frac{\text{120万円}}{180} \\
 \text{(今回の例の場合)}
 \end{array}$$

(注意) 労働基準法の平均賃金と労災保険法の給付基礎日額は算定事由発生日以前**3ヵ月間**

【例外】賃金が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合

	1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月		1ヶ月	
賃金支払基礎日数	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	11日以上	離職日
<b>労働日数</b>	<b>20日</b>	<b>15日</b>	<b>15日</b>	<b>12日</b>	<b>11日</b>	<b>11日</b>	<b>11日</b>	<b>11日</b>	<b>11日</b>	<b>11日</b>	<b>11日</b>	<b>11日</b>	<b>11日</b>	
<b>日給=1万円</b>	<b>20万円</b>	<b>15万円</b>	<b>15万円</b>	<b>12万円</b>	<b>11万円</b>	<b>11万円</b>	<b>11万円</b>	<b>11万円</b>	<b>11万円</b>	<b>11万円</b>	<b>11万円</b>	<b>11万円</b>	<b>11万円</b>	

$\frac{84 \text{ 万円}}{180}$	$\frac{84 \text{ 万円}}{\text{労働した日(84日)}} \times \frac{70}{100}$	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">                 (1日あたりの賃金の平均が低いかも)             </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"><b>高い方の額を適用。</b></p>
-----------------------------	---	---

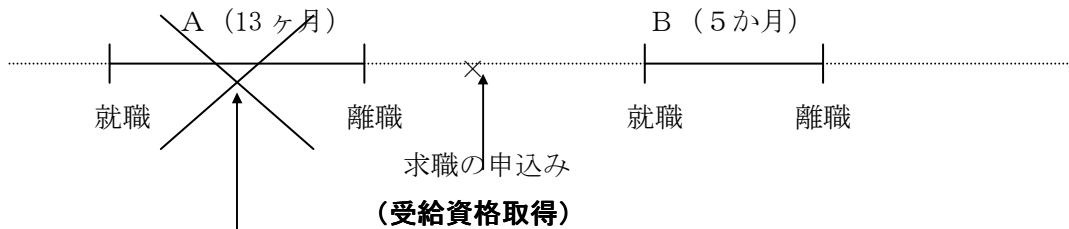
(注意) 労働基準法の平均賃金、労災保険法の給付基礎日額の場合は、**100分の60**

## 雇用保険法 第8回 講義資料

### 【期間の取り扱いの比較】

#### P353 (2) 被保険者期間の計算 … 受給資格をみる場合の期間

※ 最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が、**受給資格、高年齢受給資格、又は特例受給資格**を取得した場合の当該受給資格、高年齢受給資格、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間は、被保険者期間の算定の対象となる被保険者であった期間に含めない。



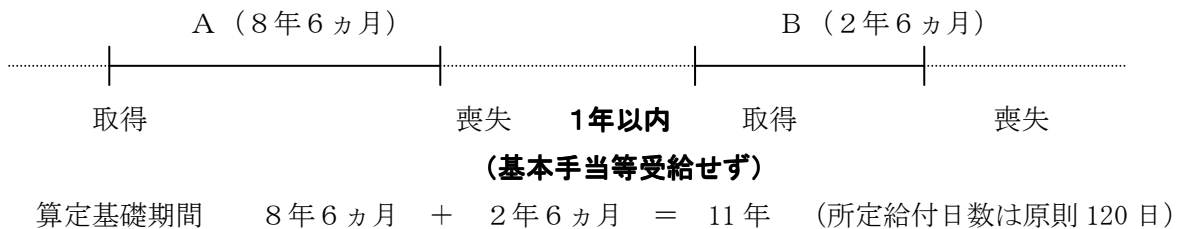
※ **基本手当等を受給したか否かを問わず、通算しない。**

#### P362 (2) 算定基礎期間の計算 … 所定給付日数を見る場合の期間

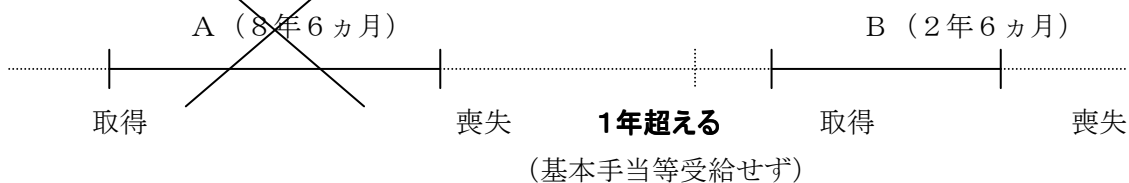
※ 過去の算定基礎期間を通算できる場合の要件

- ① 被保険者資格を喪失した日の翌日から起算して**1年以内**に被保険者資格を再取得している。
- ② 失業している期間中に、**基本手当又は特例一時金を受給していないこと。**

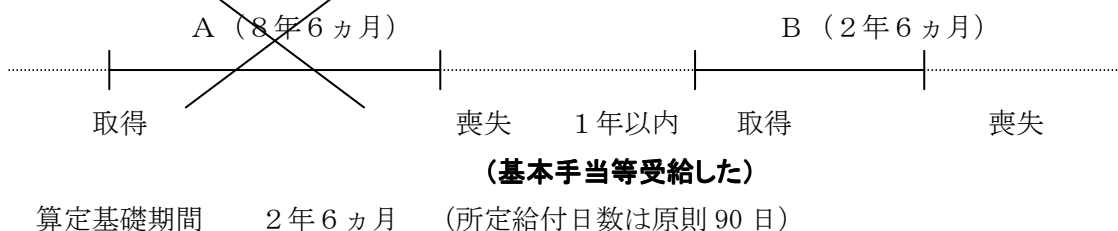
##### 【例①】



##### 【例②】



##### 【例③】



## P 363 (2) 受給期間の延長

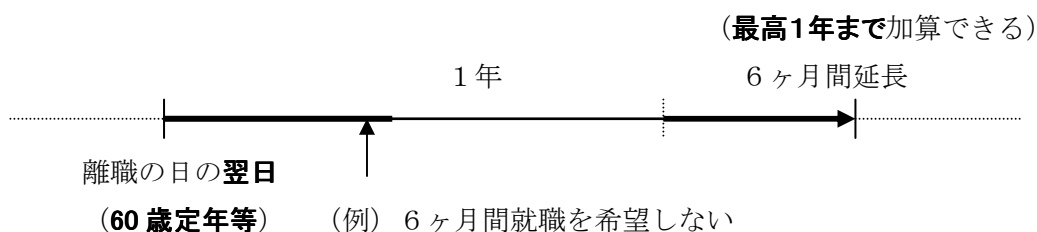
- ① 当該受給期間内に、妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により**引き続き 30 日以上**職業につくことができない場合。



### ※ 受給期間延長の申出

- 原則として、当該申出に係る者が当該事由に該当するに至った日（引き続き 30 日以上職業につくことができなくなった日）の翌日から起算して**1ヶ月以内**にしなければならない。（管轄公共職業安定所長へ）

- ② 受給資格者が、当該受給期間内に係る離職の理由を **60 歳以上の定年**に達したこと等によるものとするときに、当該離職後一定の期間**求職の申込みをしないことを希望する**場合。



### ※ 受給期間延長の申出

- 原則として、当該申出に係る基準日（離職の日）の翌日から起算して**2ヶ月以内**にしなければならない。（管轄公共職業安定所長へ）

## 雇用保険法 第10回 講義資料

### P366 2. 基本手当の給付制限

★ 対象となる給付 基本手当、訓練延長給付(終了後手当以外のもの)

- (1) 公共職業安定所の紹介する職業に就くことを正当な理由なく、拒んだ時
- (2) 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを正当な理由なく、拒んだ時

その拒んだ日から起算して**1箇月間**は、基本手当は支給されない。

- (3) 受給資格者が正当な理由なく**職業指導**を受けることを拒んだ時

その拒んだ日から起算して**1箇月を超えない範囲内**において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当は支給されない。

### P367 (5) 延長給付に特有の給付制限

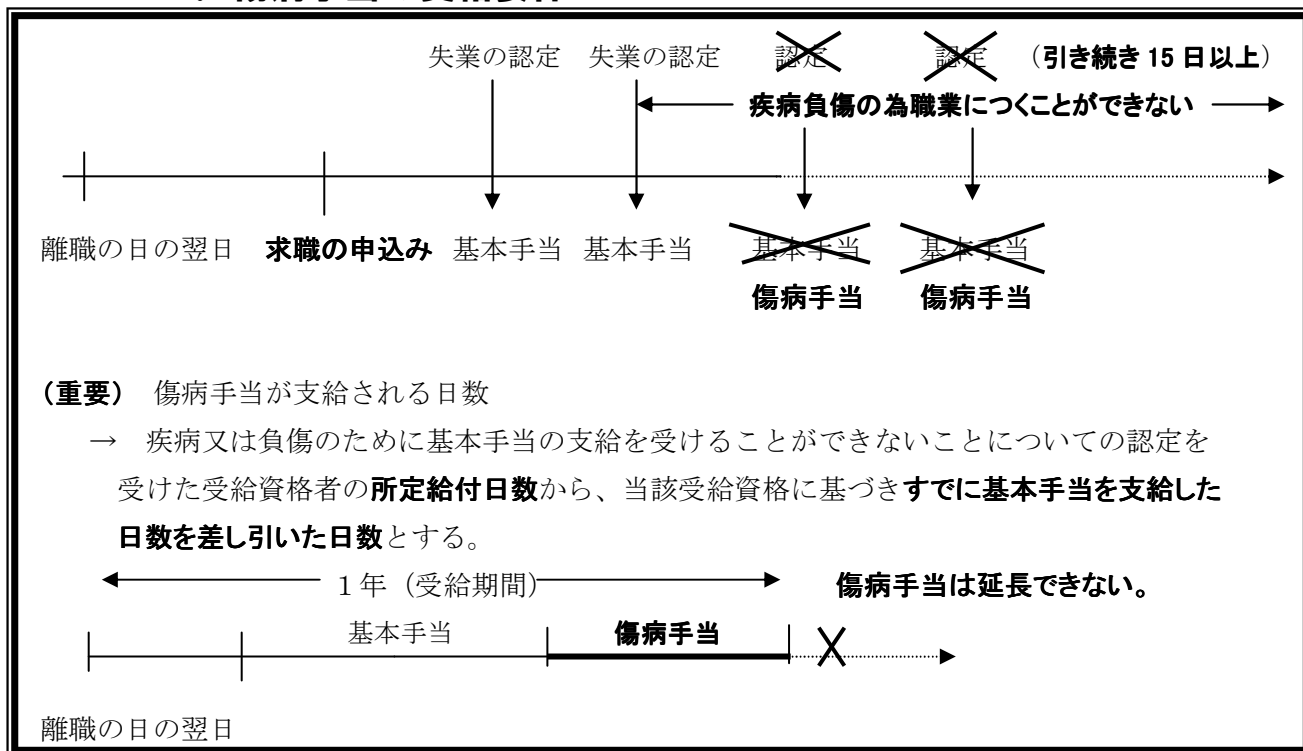
★ 対象となる給付 個別延長給付、訓練延長給付(終了後手当)、広域延長給付、全国延長給付

- (1) 公共職業安定所の紹介する職業に就くことを正当な理由なく、拒んだ時
- (2) 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを正当な理由なく、拒んだ時
- (3) 公共職業安定所が行う職業指導を受けることを正当な理由なく、拒んだ時

その**拒んだ日以後**、基本手当を支給しない。

## 雇用保険法 第 11 回 講義資料

### P371 1. 傷病手当の支給要件



#### 【疾病・負傷が発生した場合】

#### ※ 求職の申込みをする前からの疾病・負傷の場合

→ 引き続き 30 日以上の場合 … 基本手当の受給期間の延長という手段しかない。

#### ※ 求職の申込み以降での疾病・負傷の場合

- (1) 引き続き 15 日未満 … 証明書で失業の認定を受け、基本手当を受給
- (2) 引き続き 15 日以上 30 日未満 … 傷病手当
- (3) 引き続き 30 日以上 … 傷病手当又は基本手当の受給期間の延長 (選択)

## 雇用保険法 第12回 講義資料

### ★ 基本手当との比較（受給資格）

① 基本手当の受給資格

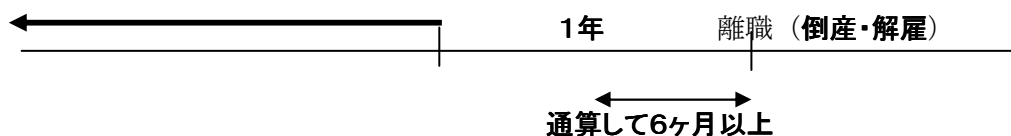
※ 受給資格者

受給要件の緩和あり（2年限度で加算できる。）



※ 特定受給資格者 … 倒産・解雇等の場合

受給要件の緩和あり（3年限度で加算できる。）



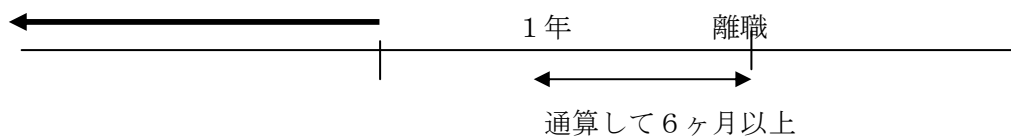
② 高年齢求職者給付金の高年齢受給資格

受給要件の緩和あり（3年限度で加算できる。）



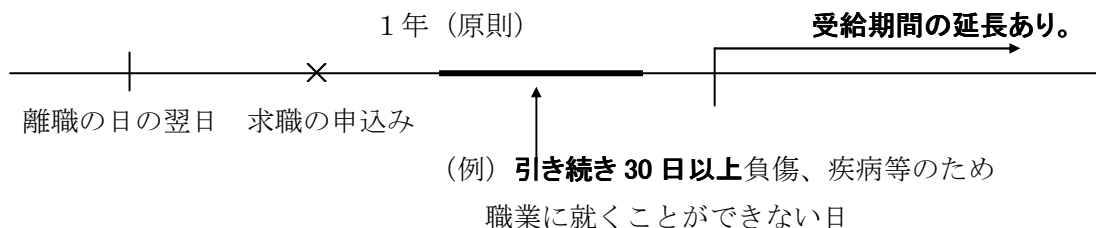
③ 特例一時金の特例受給資格（3年限度で加算できる。）

受給要件の緩和あり

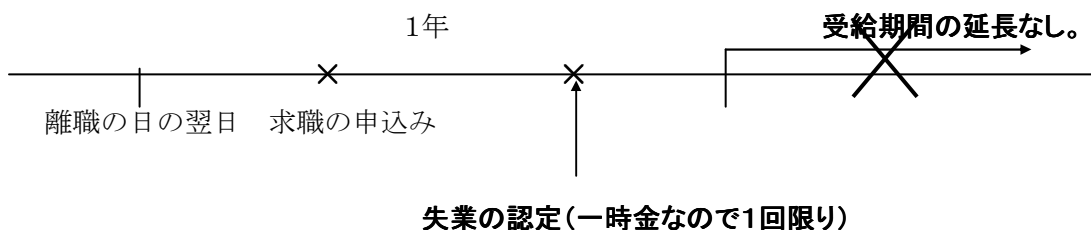


## ★ 基本手当との比較（受給期間）

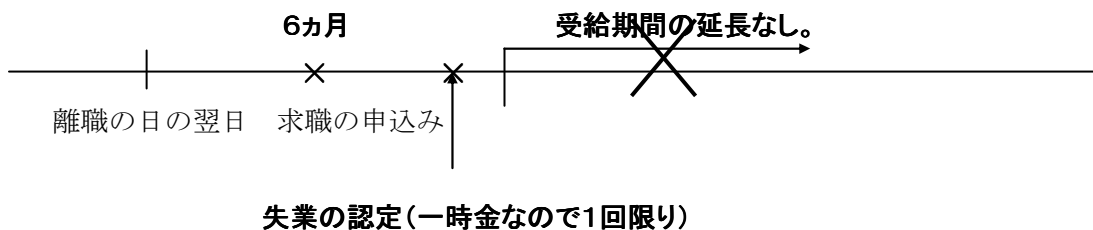
### ① 基本手当の受給期間



### ② 高年齢求職者給付金の受給期間



### ③ 特例一時金の受給期間



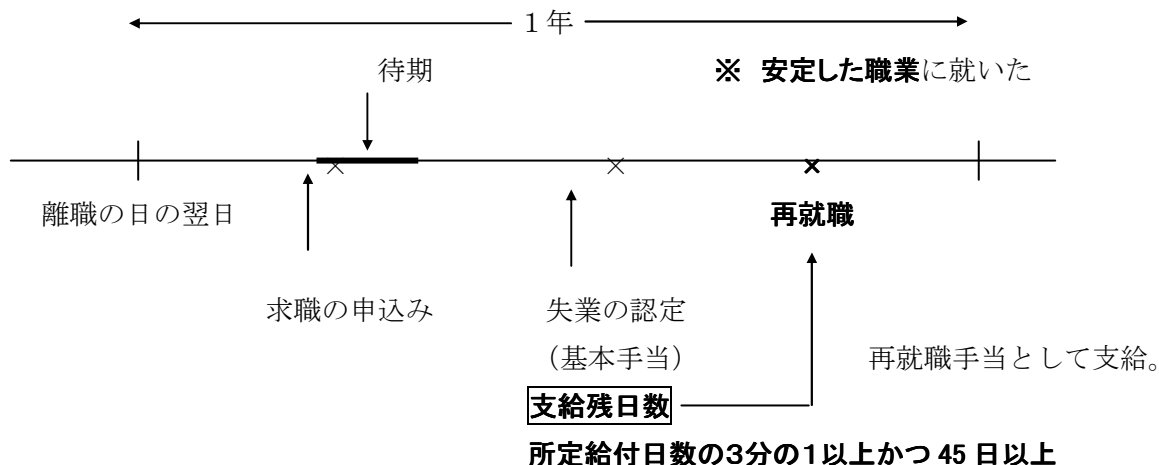
### 【比較】

	基本手当	傷病手当	高年齢求職者給付金	特例一時金
失業の認定	4 週間に 1 回ずつ直前の 28 日の各日	疾病又は負傷の為に基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日	<b>失業の認定日は 1 回限り(一時金)</b>	<b>失業の認定日は 1 回限り(一時金)</b>
受給期間の延長	<b>あり。</b>	なし。	なし。	なし。
自己の労働によって収入を得た場合の減額	あり。	あり。	<b>なし。</b>	<b>なし。</b>
待期・給付制限	あり。			

## 雇用保険法 第 14 回 講義資料

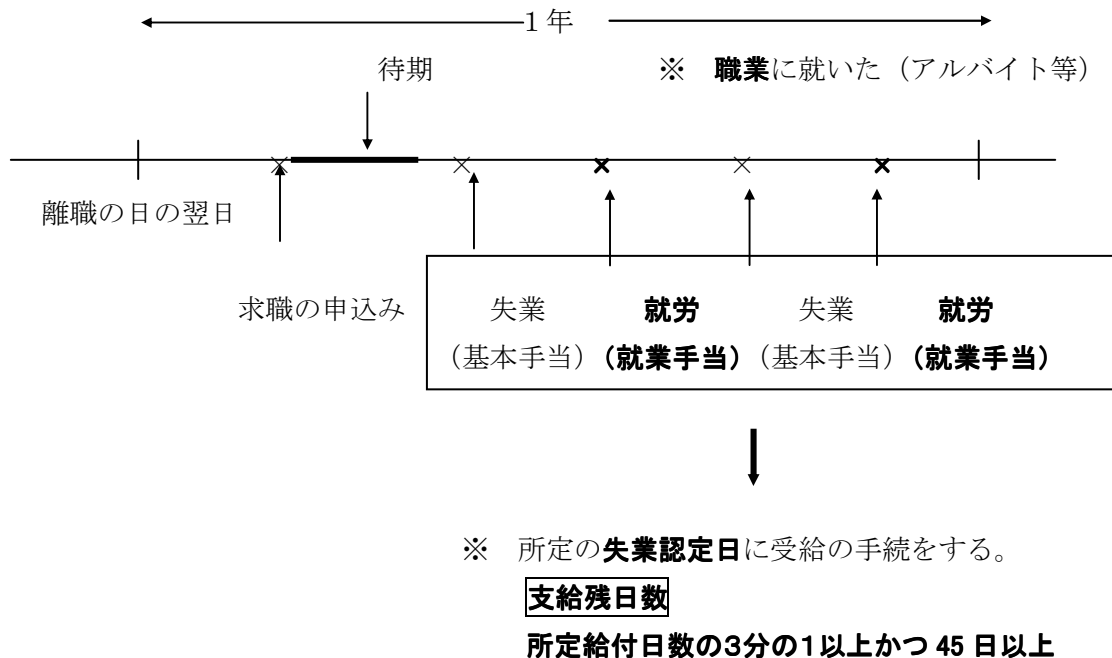
### P 381 就職促進給付

#### 1. 再就職手当



## 雇用保険法 第 15 回 講義資料

#### 2. 就業手当

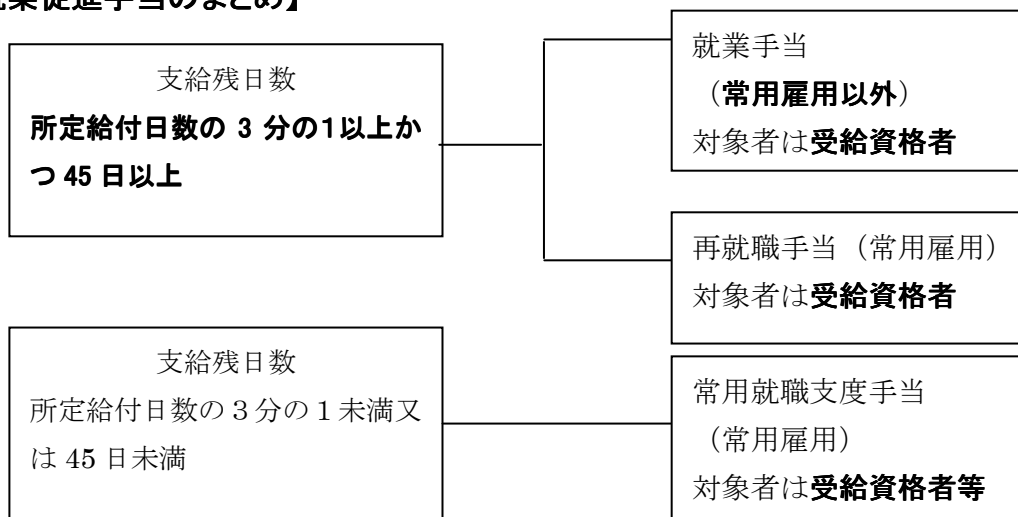


※ 所定の失業認定日に受給の手続をする。

**支給残日数**

所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上

**【就業促進手当のまとめ】**



**(就業手当、再就職手当、常用就職支度手当の比較)**

	就業手当	再就職手当	常用就職支度手当
対象者	受給資格者	受給資格者	<b>受給資格者等で就職困難者(※)</b>
事業を開始した場合	支給される場合あり。	支給される場合あり。	<b>支給されない。</b>
給付制限期間中(自己都合退職などで)の就職	給付制限を受けた場合でも受給できる。(但し、 <b>待期期間満了後1箇月の期間内</b> においては <b>公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介</b> により職業について場合でないと受給できない。)	給付制限を受けた場合でも受給できる。(但し、 <b>待期期間満了後1箇月の期間内</b> においては <b>公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介</b> により職業について場合でないと受給できない。)	<b>給付制限期間中は受給できない。</b> (自己都合退職による給付制限期間にあつては、公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間を除く。)
その他(安定した職業)		<b>1年を超えて</b>	<b>1年以上</b>

※ 受給資格者等で就職困難者

→ **受給資格者、特例受給資格者** (特例一時金の支給を受けた者であつて当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6ヶ月を経過していないものを含む。)、**日雇受給資格者** (日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。)

**身体障害者、知的障害者、再就職援助計画又は求職活動支援書に係る45歳以上の受給資格者等**

**【その他重要事項】**

- ① 受給資格者等には**高年齢受給資格者**は含まれていない。
- ② 待期期間中は、就業手当、再就職手当、常用就職支度手当は、支給されない。
- ③ 受給資格者(等)が、**安定した職業**に就いた日**前3年以内**の就職について**再就職手当又は常用就職支度手当**の支給を受けた場合は、**再就職手当、常用就職支度手当**は支給されない。

## ★ 就業促進手当の金額

### ① 就業手当の金額

就業手当の金額 = 基本手当の日額 × 10分の3 (30%) (就業日ごとに支給する。)

### ② 再就職手当の受給要件の緩和及び給付率の引き上げ等(3年間の暫定措置)

【改正前】

支給要件 … 職業についての前日における支給残日数が**所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上**

再就職手当の金額 = 基本手当の日額 × **支給残日数** × 10分の3 (30%)

【改正後】 給付率が次の2段階に引き上げられた。(平成21年3月31日～平成24年3月31日まで)

※ 暫定措置

(1) 支給要件 … 職業についての前日における支給残日数が

**所定給付日数の3分の1以上3分の2未満**

再就職手当の金額 = 基本手当の日額 × **支給残日数** × 10分の4

(2) 支給要件 … 職業についての前日における支給残日数が**所定給付日数の3分の2以上**

再就職手当の金額 = 基本手当の日額 × **支給残日数** × 10分の5

### ② 常用就職支度手当の受給要件の緩和及び給付率の引き上げ等(3年間の暫定措置)

【改正前】

支給要件 … 受給資格者等で就職困難者(※)が、安定的な職業に再就職した場合

(※) 受給資格者等で就職困難者とは？

→ 受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であって当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6ヶ月を経過していないものを含む。)、日雇受給資格者(日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。)

身体障害者、知的障害者、再就職援助計画又は求職活動支援書に係る**45歳以上**の受給資格者等

常用就職支度手当の額 = 基本手当の日額 × 13.5 ~ 27

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	基本手当の日額 × 90 × <b>10分の3</b> (= ×27)
45日以上90日未満	基本手当の日額 × 支給残日数 × 10分の3
45日未満	基本手当の日額 × 45 × <b>10分の3</b> (= ×13.5)

【改正後】平成 21 年 3 月 31 日～平成 24 年 3 月 31 日まで

支給要件 … 受給資格者等で就職困難者（※）が、安定的な職業に再就職した場合

（※）受給資格者等で就職困難者とは？

→ 受給資格者、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であって当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過していないものを含む。）、日雇受給資格者（日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。）

**身体障害者、知的障害者、再就職援助計画又は求職活動支援書に係る受給資格者等**（この改正により、**40 歳未満の者も支給対象者に加えられた。**）

常用就職支度手当の額 = 基本手当の日額 × 18 ～ 36(改正)

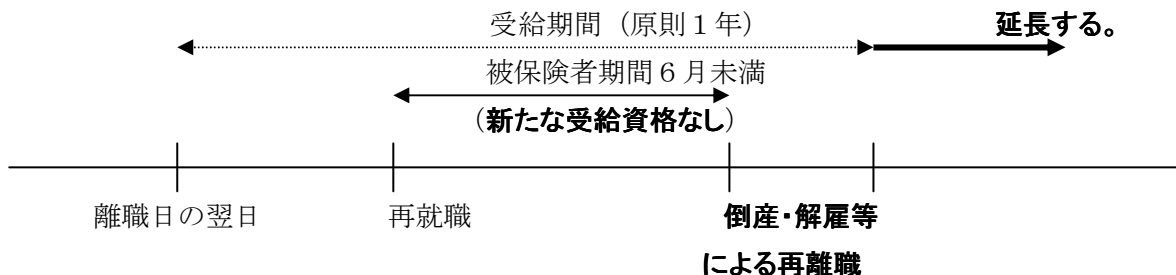
支給残日数	常用就職支度手当の額
90 日以上	基本手当の日額 × 90 × <b>10 分の 4(改正)</b> (= × 36)
45 日以上 90 日未満	基本手当の日額 × 支給残日数 × <b>10 分の 4(改正)</b>
45 日未満	基本手当の日額 × 45 × <b>10 分の 4(改正)</b> (= × 18)

**（補足）再就職手当の支給を受けた場合の特例**

※ 特定就業促進手当受給者

**再就職手当**の支給を受けた者であって、再離職の日が基本手当の受給期間内にあり、かつ再離職が**倒産、解雇等**に伴うものである者（**特定理由離職者**も含む。）

→ 一定期間、基本手当の受給期間を延長することができる。



(延長することができる期間) … ①②③を加えた期間 - 受給期間

① 再就職手当に係る基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から再離職(一定の場合における離職を除く。)の日までの期間。

② 14 日

③ 再就職手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数から法第 56 条の 2 第 5 項の規定により基本手当を支給した者とみなされた日数を差し引いた日数。

(例) 基本手当の受給資格に係る離職日の翌日から再離職の日までの期間 … 300 日

再就職手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数 … 120 日

再就職手当を受給したことにより基本手当を受給したものとみなされた日数

→ 120 日 × 10 分の 4 = 48 日

当初の受給期間は 1 年

※ 延長できる期間 … 300 日 + **14 日** + (120 日 - 48 日) - 365 日 = 21 日の延長が可能。

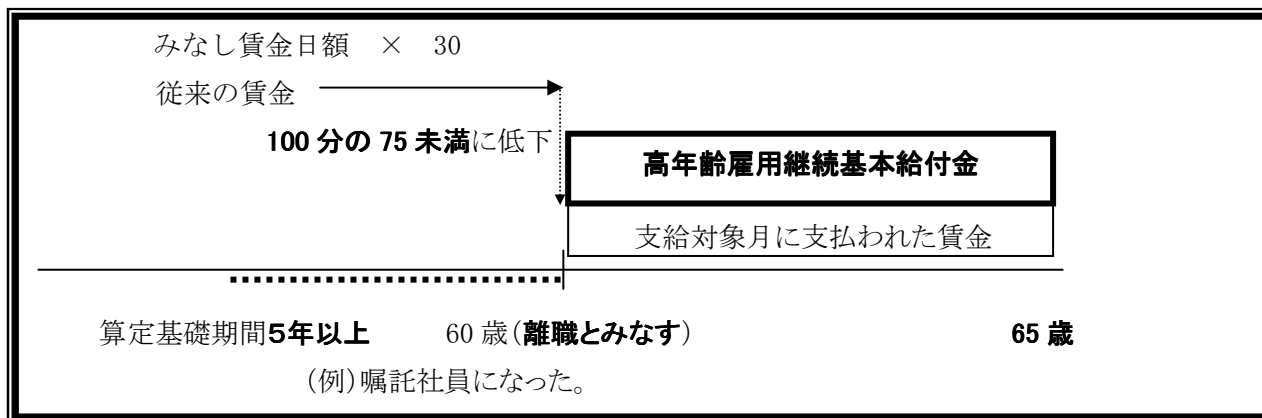
## 雇用保険法 第 16 回 講義資料

### ★ 就職促進給付のまとめ

← 就業促進手当 →					
	就業手当	再就職手当	常用就職支度手当	移転費	広域求職活動費
支給対象者	<b>受給資格者のみ</b>	<b>受給資格者のみ</b>	受給資格者等で就職困難者	受給資格者等	受給資格者等
申請書の提出期限	原則として、 <b>失業の認定を受ける日</b>	安定した職業についてからの翌日から起算して <b>1箇月以内</b>	安定した職業についてからの翌日から起算して <b>1箇月以内</b>	移転の日の翌日から起算して <b>1箇月以内</b>	広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して <b>10日以内</b>
給付の内容				鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <b>移転料、着後手当</b> ※ 返還しなければならない場合あり (10 日以内に届出)	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <b>宿泊料</b> ※ 返還しなければならない場合あり (10 日以内に届出)

## 雇用保険法 第 17 回 講義資料

### P 395 1. 高年齢雇用継続基本給付金



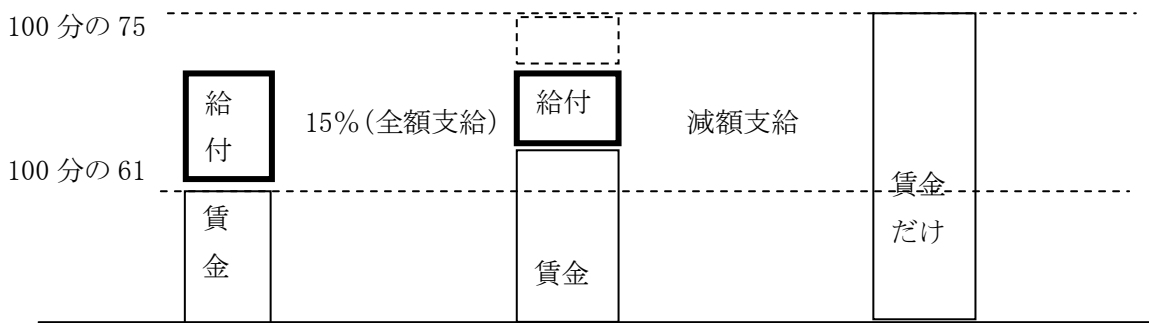
【高年齢雇用継続基本給付金が支給されない場合】

1. 支給対象月の賃金の額が  $\text{みなし賃金日額} \times 30$  の **100分の75以上** のとき
2. 支給対象月の賃金の額が **支給限度額以上** であるとき。
3. 支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額として算定された額が **賃金日額の下限額の100分の80** に相当する額を超えないとき。
4. 算定基礎期間が **5年未満** のとき。

〈高年齢雇用継続基本給付金の額〉・・・支給対象月の賃金額(低下した賃金額) × **100分の15**  
(原則)

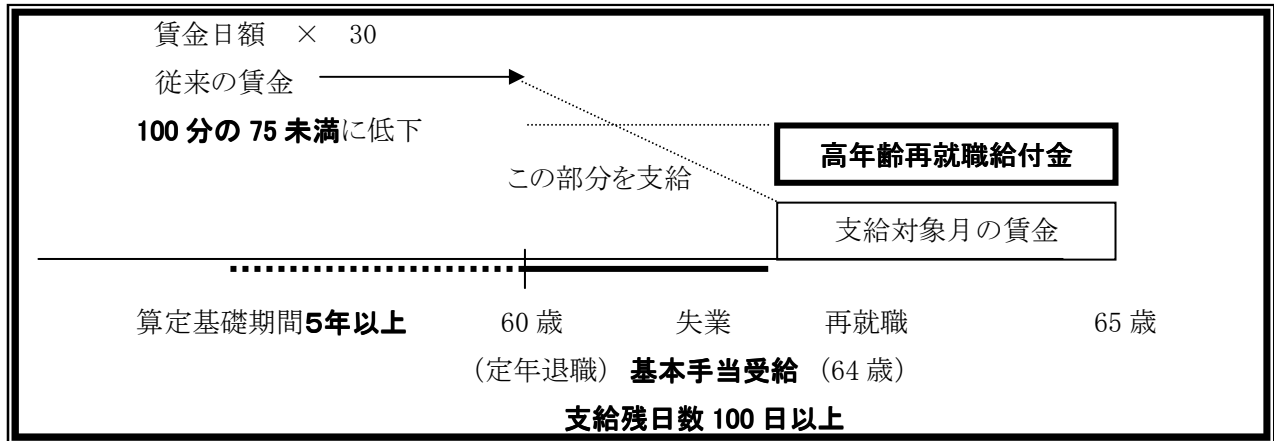
- ① 賃金の額 みなし賃金日額 × 30 の **100分の61未満**のとき  
→ 支給対象月の賃金額 × **100分の15**
- ② 賃金の額 みなし賃金日額 × 30 の **100分の61以上100分の75未満**のとき  
→ 支給対象月の賃金額 × (**100分の15 - 一定の割合**)
- ③ 賃金の額 みなし賃金日額 × 30 の **100分の75以上**のとき  
→ 高年齢雇用継続基本給付金は**支給されない**。

- ① 全額支給 (100分の61未満)
- ② 一部減額 (100分の61以上100分の75未満)
- ③ 支給されない場合 (**100分の75以上**)



## 雇用保険法 第18回 講義資料

### P 397 2. 高年齢再就職給付金



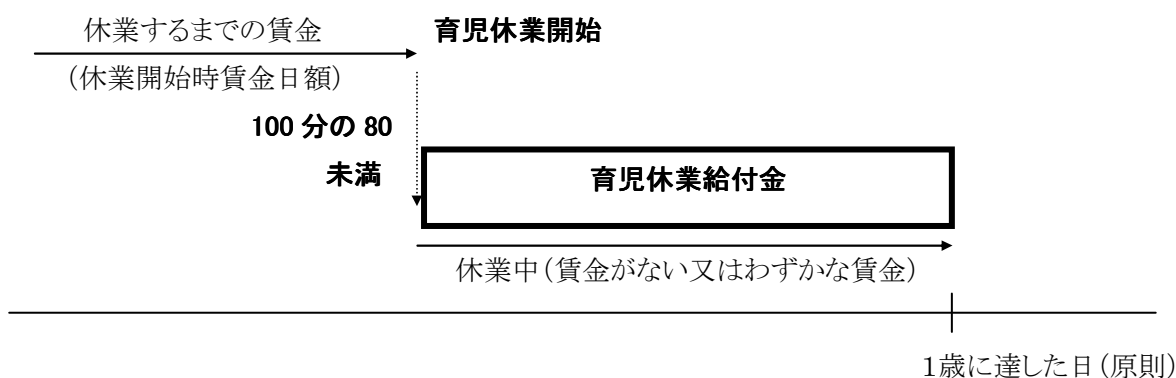
ポイント・補足

- ①再就職手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金を支給しない。
- ②支給残日数が100日以上200日未満の場合は1年を経過する日の属する月(支給残日数が200日以上の場合は2年を経過する日の属する月)まで支給されるが、その受給期間内に65歳に達したときは、**65歳に達する日の属する月で終了する**。

【高年齢再就職給付金が支給されない場合】

1. 支給対象月の賃金の額が**基本手当日額の算定の基礎となった賃金日額** × 30 の **100分の75以上**のとき
2. 支給対象月の賃金の額が**支給限度額以上**であるとき。
3. 支給対象月における高年齢再就職給付金の額として算定された額が賃金日額の下限額の100分の80に相当する額を超えないとき。
4. 離職の日における算定基礎期間が**5年未満**のとき。
5. 基本手当の**支給残日数が100日未満**のとき。

## P 399 1. 育児休業給付金

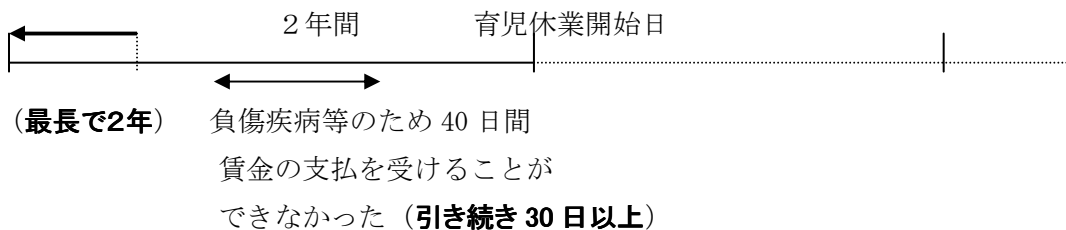


※ その子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、**1歳6か月に満たない子**も育児休業の対象となった。

※ 厚生労働省令で定める場合

1. 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。
2. 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつた者が次のいずれかに該当した場合。
  - (ア) 死亡したとき。
  - (イ) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
  - (ウ) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
  - (エ) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

(受給要件の緩和もある)



【育児休業給付の支給対象となる休業】

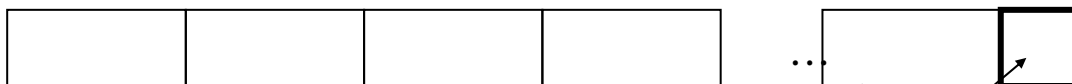
- ① 支給単位期間において就業している日数が**10日以下**であること。(原則)  
但し、育児休業を終了した日の属する支給単位期間は、1日でも休業していれば、支給される。
- ② 被保険者が事業主に申し出ていること。
- ③ 休業をする期間を明らかにしていること。
- ④ 休業終了予定日とされた日の前日までに、子が死亡したこと又は子が**1歳(一定の場合は1歳6か月)に達したこと等**の事情が生じた日後の休業でないこと。
- ⑤ 休業終了予定日とされた日までに、労働基準法第65条の産前産後休業期間、介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まった日後の休業でないこと。
- ⑥ 労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、**休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められる**ものであること。

雇用保険法 第19回 講義資料

P400 (5) 育児休業給付金の支給額

(例) 1月15日から9月5日までの育児休業の場合

1/15      2/15      3/15      4/15      5/15      7/15      8/15      9/5



① 通常の支給単位期間

休業開始前賃金日額 × **30 × 7 (210日分)**

② 休業を終了した日の属する支給単位期間

休業開始時賃金日額 × **22日分**

この合計が**支給日数**

育児休業給付金 = 休業開始時賃金日額 × **支給日数** × **100分の40(当分の間100分の50)**

休業開始時賃金日額 × (210+22日分) × **100分の40(当分の間100分の50)**

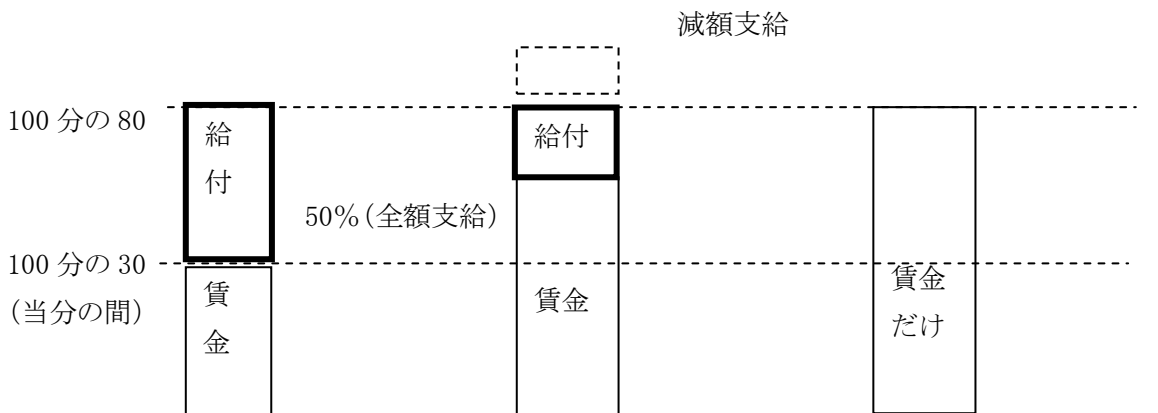
(注意)

- ① 通常の支給単位期間  
→ 支給単位期間において就業している日数が**10日以下**でなければ、給付金は支給されない。
- ② 休業を終了した日の属する支給単位期間  
→ 1日でも休業していれば、給付金は支給される。

【休業期間中に賃金の支払いがあった場合の育児休業給付金の金額】

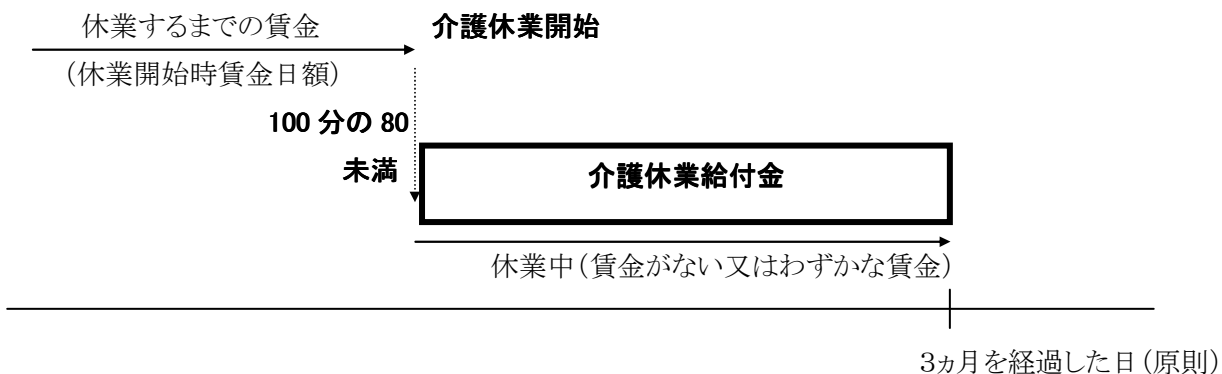
休業開始時賃金日額 × 支給日数 × **100分の40(当分の間100分の50)**

- ① 全額支給  
(100分の30以下)
- ② 一部減額  
(100分の30超100分の80未満)
- ③ 支給されない場合  
(100分の80以上)



**P402 1. 介護休業給付金**

支給額 … 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × **100分の40** (原則)



【雇用継続給付の申請期限】

	高年齢雇用継続基本給付金	高年齢再就職給付金	育児休業給付金	介護休業給付金
申請書の提出期限	支給対象月の初日から起算して <b>4箇月以内</b>	再就職後の支給対象月の初日から起算して <b>4箇月以内</b>	支給単位期間の初日から起算して <b>4箇月</b> を経過する日の属する <b>月の末日</b>	対象家族を介護するための休業を終了した以後の日に於いて雇用されている場合に、当該休業を終了した日の翌日から起算して <b>2箇月</b> を経過する日の属する <b>月の末日</b>

※ 申請者は**原則として被保険者**（事業主は、**労使協定を締結した場合**、被保険者に代わって申請書の提出をすることができる。）